公益財団法人 東京都中小企業振興公社

特高電力・工業用LPガス支援金事務局

050-3385-5530

受付時間　9:00～17:00　土日・祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く

第7回 東京都中小企業特別高圧電力工業用LPガス価格高騰緊急対策事業

特別高圧電力を都内の施設で直接受電する中小企業者等のみなさま向け

申請受付要項

特別高圧電力や工業用LPガスを使用する中小企業者等の
負担軽減に向けた緊急対策として支援金を交付します

第7回　対象期間　**令和8年7月1日～ 令和9年3月31日**（引き続く4か月以上の使用）
※本事業の過去回（第1回～第6回）において支援金を受給している方も申請できます。

支援対象	都内で「特別高圧電力」を**直接受電**する中小企業者等
支援金額	**750**万円/所
受付期間	令和8年**11**月**9**日（月）～ 令和9年**5**月**31**日（月）

専用ポータルサイト：
https://tokkolpg-shienkin7.tokyo/

※インターネット環境のない方は、郵送による申請もできます。
※申請書様式はこのポータルサイトからダウンロードしてください。



公益財団法人 東京都中小企業振興公社

1 事業の目的

中東情勢の緊迫化等に伴い、都内においてエネルギー価格高騰に影響を受けている、特別高圧電力を受電する中小企業者等、特別高圧電力を受電する施設に入居する中小企業者等、工業用LPガスを使用する中小企業者等の負担軽減を図るため、都内の特別高圧の電力や工業用LPガスを利用する中小企業者等の支援を実施する。

2 対象事業者

以下の（1）（2）のいずれにも該当する事業者が支援の対象です。

（1）都内の施設で「特別高圧電力」※を直接受電するもの

※ 特別高圧電力とは、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成９年３月27日号外通商産業省令第52号）第２条第１項第３号に規定する特別高圧により供給される電力のものを指します。契約電力が 2,000kW 以上で、かつ供給電圧が 20,000V (20kV) 以上のものを指します。なお、契約電力が2,000kW 未満であっても、特別高圧電力の契約が確認できれば対象となります。

（2）下記《表：中小企業等》に該当する中小企業者等であり、大企業※1が実質的に経営に参画※2していないもの（以下「みなし大企業」という。）

※1「大企業」とは、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第２条第１項及び中小企業支援法施行令（昭和 38 年政令第 334 号）第１条に規定する中小企業者以外の者で、事業を営む者をいいます。
自治体等の公的機関に関しても大企業とみなします。但し、中小企業投資育成株式会社と投資事業有限責任組合を除きます。

※2「大企業が実質的に経営に参画」とは、次に掲げる事項に該当する場合をいいます。
（注：株式会社と有限会社は発行済株式総数で、合同会社・合資会社・合名会社は出資総額で判断する）
・大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の２分の１以上を所有又は出資している場合
・大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の３分の２以上を所有又は出資している場合
・役員総数の２分の１以上を大企業の役員又は職員が兼務している場合（ただし、当該役員又は職員がいわゆる副業により兼務し、経営の自主性、独立性が損なわれていないことが認められる場合を除く）
・申請企業の役員の兼務状況、株主構成の他、実質的に経営に参画している企業等の従業員数・資本金等を鑑み大企業が実質的に経営に参画していると考えられる場合

《表：中小企業等》

法人A

・中小企業基本法第2条第1項に規定する以下の**中小企業者**
株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社、士業法人
・資本金又は常用従業員数が以下の範囲内であり、かつみなし大企業ではないこと

業種	資本金又は常用従業員数
製造業・建設業・運輸業・その他（下記以外）	3億円以下 又は 300人以下
E_製造業 19 ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下 又は 900人以下
卸売業	1億円以下 又は 100人以下
小売業（M_飲食サービス業のうち76、77を含む）	5,000万円以下 又は 50人以下
サービス業（K_不動産業のうち693、70を含む）（下記以外）	5,000万円以下 又は 100人以下
G_情報通信業 391 ソフトウエア業、3921 情報処理サービス業 40 インターネット付随サービス業 410 管理・補助的経済活動、413 新聞業、414 出版業	3億円以下 又は 300人以下
M_宿泊業 751 旅館・ホテル、752 簡易宿所、753下宿業	5,000万円以下 又は 200人以下

※表内のアルファベット及び数字は、総務省「日本標準産業分類」の大分類及び中分類を指します。
※申請の際は、P10「日本産業分類表」を参照のうえ、該当する大分類・中分類を申請書に入力してください。

法人B

・個別の法律に規定される**法人**
・資本金の額（公共法人等の場合は、基本財産の額）が３億円以下又は常時使用する従業員の数が３００人以下で、かつみなし大企業でないもの
※**公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、NPO法人、農事組合法人、会社以外の法人**も対象となります

個人事業者

・中小企業基本法第2条第1項に規定する**個人事業者**

3 支援金額

直接受電 施設管理者向け

1 所あたり 750 万円

4 支援対象期間

令和 8 年 7 月～令和 9 年 3 月

5 申請要件

申請に当たっては、以下（１）～（10）のすべての要件を満たす必要があります。

(1) 申請日時点で、申請書記載の都内の施設において実質的に事業を行っていること
※「実質的に事業を行っている」とは、申請書に記載の事業所所在地や店舗所在地において、単に建物があることだけではなく、客観的に見て都内に根付く形で事業活動を行われていることをいい、申請書類、ホームページ、名刺、看板や表札、電話連絡時の状況、事業実態や従業員の雇用状況等から総合的に判断します。

(2) (1) の事業者において対象期間中に 4 か月以上、特別高圧電力の契約を継続していること

(3) 申請に必要な書類を申請時にすべて提出できること（p5「申請に必要な書類一覧」参照）

(4) 申請日までの過去 5 年間又は申請日から支援金を支払う日までの間に、法令に違反していないこと

(5) 申請日までの過去 5 年間又は申請日から支援金を支払う日までの間に、公社・国・都道府県・区市町村等が実施する支援事業等に関して不正等の事故を起こしているものでないこと

(6) 民事再生法又は会社更生法による申立て等、事業の継続について不確実な状況が存在しないこと

(7) 東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）に規定する暴力団関係者又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下「風営法」という。）第 2 条に規定する性風俗関連特殊営業等、支援金の交付対象として社会通念上適切ではないと判断される業態を営むものでないこと

(8) 公社が連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法)、催眠商法、霊感商法など公的資金の支援先として適切でないと判断する業態を営むものではないこと

(9) 都内の同一事業所について、他都道府県で実施する特別高圧電力の支援金が交付されていないこと。ただし、対象期間が明確に区分できるものについては、この限りでない

(10) その他、公社が公的資金の支援先として適切でないと判断するものではないこと

6 申請方法および申請受付期間

(1) 申請方法

ア　オンライン申請　《推奨》：　ポータルサイト → https://tokkolpg-shienkin7.tokyo/

- ポータルサイト内の「電子申請フォーム」に必要事項を入力・提出書類を添付して申請します。
- 申請にはメールアドレスが必要です。
- 「電子申請フォーム」に必要事項を入力すると、「マイページ」が開設されます。
- マイページから申請内容の修正や、進捗状況の確認が可能です。
- 申請時に利用したメールアドレス宛てに審査結果の通知等が届きますので、申請時のメールアドレスをお忘れないよう、必ずお控えください。
- 申請の際は、必要書類類（p5「申請に必要な書類」の３～６）を電子データでご用意ください。（PDF 形式推奨）※スマートフォンからの撮影画像（JPG 形式など）でも申請が可能です。
- 添付可能なファイルの容量は、1 ファイルにつき 4MB までです。
 ※スマートフォンで画像撮影の際は、画質を落として撮影するなど、データ容量にご注意ください。

イ　郵送申請　：　事務局宛に郵送（下記をコピーしてラベル紙としてご利用ください）

〒272-8691
千葉県市川市平田2-1-1　市川郵便局　私書箱17号
特高電力・工業用LPガス支援金事務局 宛
《申請書類在中》

- 申請書および必要書類を簡易書留・レターパック等、記録の残る方法で事務局宛に郵送します。持参・宅配便・FAX 等による申請は受付できません。
- 申請書類は、A4 用紙に片面で印刷し、クリップ留めにしてください。写しの添付書類は白黒コピーであっても内容が判別できるものにしてください。
- 一度受理された申請書類は、交付決定の可否に関わらず返却できません。原本を提出する場合は必ず控えとして写しを保管してください。

(2) 申請受付期間

令和 8 年 11 月 9 日（月）から令和 9 年 5 月 31 日（月）23 時 59 分まで《郵送の場合は当日消印有効》
※ 理由の如何にかかわらず、締切日を過ぎた申請は受け付けできません。

(3) 申請に当たっての注意事項

昨今の AI 技術の発展に伴う個人情報漏洩リスクを踏まえ、本事業では過去回の情報を保持しないことが最善であると判断しました。申請情報の再入力にご負担をお掛けしますが、何卒ご理解のほどよろしくお願いいたします。

ア 申請書類の作成及び提出等、申請に係る経費は、申請者の負担となります。
イ 申請書類を提出する者及び連絡担当者は、原則、申請事業者の役員・従業員に限ります。
ウ 必要に応じて、支援金事務局から追加書類の提出及び説明を求めることがあります。
エ 支援金事務局により設定された追加書類の提出期限を過ぎた場合には、申請を辞退されたものとみなします。
オ 申請内容の実施状況、申請内容に関する取引関係書類、その他について、現地調査を行い、報告を求めることがあります。
カ 本事業に係るすべての関係書類は、令和 14 年 3 月 31 日 (令和 13 年度末) まで保管する必要があります。
キ 第 1 回～第 6 回の本事業利用者も申請が可能ですが、必要書類等の変更がありますのでご注意ください。

7 申請に必要な書類

直接受電 施設管理者向け

下記一覧のすべての書類を提出していただきます。

No.	提出書類		
1	申請書	電子	ポータルサイトの「電子申請フォーム」に直接入力
		郵送	ポータルサイトからダウンロードした「公社様式」に記入・実印の押印（原本）
2	誓約書	電子	ポータルサイトの「電子申請フォーム」に直接入力
		郵送	ポータルサイトからダウンロードした「公社様式」に記入・実印の押印（原本）
3	役員および株主確認書《法人のみ》	電子 郵送	ポータルサイトからダウンロードした「公社様式」に記入
4	確定申告書	法人	・法人税確定申告書（別表１、別表２） ・法人事業税概況説明書（表・裏） ＊税務署に申告済の直近のもの
		個人（青色）	・青色申告決算書（表・裏） ＊税務署に申告済の直近のもの
		個人（白色）	・収支内訳書 ＊税務署に申告済の直近のもの
5	通帳コピー		通帳の表紙 および中表紙等 □金融機関名 □支店名・支店番号 □預金種別 □口座名義（漢字・カナ） ＊通帳のない口座の場合は上記がわかる WEB画面等の写し ＊申請者と同一名義であること
6	電気料金の請求書		対象期間内の引き続く４か月分の「請求書」等 ＊申請する事業所ごとに必要

ポータルサイト▶ https://tokkolpg-shienkin7.tokyo/



オンライン申請フォームで「マイページ」の設定ができたら、二度目以降はこちらからログインできます。入力途中の申請フォームの確認や、申請後の進捗確認もできます

電子申請はこちらから

郵送申請の場合の「申請書フォーマット」はこちらからダウンロードできます

8 支援の対象とならない事業者

以下の事業者は、本支援金の対象となりません。

（1）法人税法別表第 1 に規定する公共法人及び政治団体、宗教法人、医療法人、社会福祉法人、学校法人、特別民間法人、任意団体等

（2）特別高圧電力を直接受電する施設について官公庁等から委託された指定管理者で当該施設を申請しようとする者

（3）特別高圧電力以外の電力（高圧電力及び低圧電力）の受電事業者

（4）大企業又はみなし大企業（「2 対象事業者」p2 参照）

《申込者情報のお取り扱いについて》

1 利用目的

(1) 当該事業の事務連絡や運営管理・統計分析のために使用します。
(2) 交付決定された場合、事業者名、所在地、事業所について公表することがあります。
(3) 経営支援・技術支援等各種事業案内やアンケート調査依頼等を行う場合があります。
※上記 (3) を辞退される方は、当該事業担当者までご連絡ください。

2 第三者への提供（原則として行いませんが、以下により行政機関へ提供する場合があります。）

(1) 目的 ア 当公社からの行政機関への事業報告 イ 行政機関からの各種事業案内、アンケート調査依頼等
(2) 項目 氏名、連絡先等、当該事業申込書記載の内容
(3) 手段 電子データ、プリントアウトした用紙
※上記 (1) 目的 のイを辞退される方は、当該事業担当者までご連絡ください。

3「手続サクサクプロジェクト」への参加のお願い

本申請等においてご提供いただいた法人情報等について、東京都によるデータ収集にご同意いただいた場合は、上記 1 及び 2 にかかわらず、今後、東京都及び東京都政策連携団体、東京都事業協力団体が行う各種補助金等の申請手続の際にデータ入力を省略可能とする取組に利用させていただきます。
東京都によるデータ収集に関する同意につき、ご理解ご協力のほど、よろしくお願いいたします。
また、手続サクサクプロジェクトに関してご不明な点は、以下まで問い合わせください。

デジタルサービス局デジタル戦略部デジタル企画調整課
電話：**03-5000-8020**　e-mail：**S1100506@section.metro.tokyo.jp**

《個人情報のお取り扱いついて》

当公社では、「個人情報保護指針」に基づき、個人情報を収集、管理及び利用いたします。
また、指針に定める利用目的以外には、原則として利用しません。

詳しくは下記のリンクから指針をご確認ください。
https://www.tokyo-kosha.or.jp/privacy.html

9 交付決定の取消し及び支援金の返還

直接受電 施設管理者向け

次のいずれかに該当した場合は、支援金交付の決定の全部又は一部を取り消し、その取消し事由、不正の内容、対象事業者及びこれに協力した関係者等の公表を行うことがあります。また、既に支援金が交付されている場合は、期限を定めて返還していただきます。納期日までに返還いただけない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した遅延損害金（100 円未満は除く）をお支払いいただくことになります。
下記 (2) の「偽り、隠匿その他不正の手段により支援金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき」に該当した場合は、支援金全額の返還とともに、支援金と同額の違約金をお支払いいただきます。

（1）交付決定等の内容と異なる事実が認められたとき

（2）偽り、隠匿その他不正の手段により支援金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき

（3）申請した事業所又は店舗での事業活動の実態が無いと認められるとき。なお、「事業活動の実態がある」とは、申請書に記載の事業所所在地や店舗所在地において、単に建物があることだけではなく、客観的に見て都内に根付く形で事業活動が行われていることをいい、申請書類、ホームページ、名刺、看板や表札、電話連絡時の状況、事業実態や従業員の雇用状況等から総合的に判断する

（4）申請要件に該当しない事実が判明したとき

（5）申請日までの過去 5 年間又は申請日から支援金を支払う日までの間に、法令に違反したとき

（6）申請日までの過去 5 年間又は申請日から支援金を支払う日までの間に、公社・国・都道府県・区市町村等が実施する支援事業等に関して、不正等の事故を起こしたとき

（7）(申請日から支援金を支払う日までの間に、) 民事再生法又は会社更生法による申立て等、事業の継続について不確実な状況が存在していたことが判明したとき

（8）東京都暴力団排除条例 (平成 23 年東京都条例第 54 号) に規定する暴力団関係者であること又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和 23 年法律第 122 号) 第 2 条に規定する性風俗関連特殊営業、ギャンブル業、賭博等、支援の対象として社会通念上適切でないと判断される業態を営んでいたこと若しくは営んでいることが判明したとき。また、「反社会的勢力排除に関する誓約事項」の (1)~(8) に該当していたこと若しくは該当していることが判明したとき

（9）公社が連鎖販売取引、ネガティブ・オプション (送り付け商法)、催眠商法、霊感商法など公的資金の支援先として適切でない業態を営んでいた又は営んでいると判断したとき

（10）所有・管理又はテナントとして入居している施設が特別高圧電力受電施設でないことが判明したとき

※刑事罰が適用される場合もありますので十分注意してください。

※不正又は事故を起こした事業者、その他関係者等については、今後公社が実施する全ての助成事業等に申請をすることができません。

《反社会的勢力排除に関する誓約事項》

支援金の申請に当たり、以下の (1)~(8) までの全てに該当しないことを誓約いただく必要があります。
また、誓約が虚偽であった場合や誓約に反する事実が判明した場合には、交付の決定を取り消す等の対応を行います。
このことにより、申請者に不利益が発生しても公社は一切の責任を負わないこととします。

記

（1）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。） 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（2）暴力団員（暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（3）暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有するものであって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為 等を行うおそれがあるもの、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与するものをいう。以下同じ。）

（4）暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力しもしくは関与するもの、または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持もしくは運営に協力している企業をいう。）

（5）総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与えるものをいう。）

（6）社会運動等標ぼうゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与えるものをいう。）

（7）特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人をいう。）

（8）前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にあるもの

イ 前各号に掲げるものが自己の事業または自社の経営を支配していると認められること

ロ 前各号に掲げるものが自己の事業または自社の経営に実質的に関与していると認められること

ハ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げるものを利用したと認められること

ニ 前各号に掲げるものに資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること

ホ その他前各号に掲げるものと役員または経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること

10 申請受付後の審査から支援金入金後までの流れ

直接受電 施設管理者向け

申請書類に基づき、審査を行います。審査の途中経過において、申請書類の記載内容と異なる事実が判明した場合は、審査を中止することがありますので、ご注意ください。
審査を経て本支援金の交付対象となった場合は「支援金交付決定兼支援金額確定通知書」、交付対象外となった場合は「審査結果通知」の送付により、審査結果を通知します。本通知はオンライン申請の方にはメール及びマイページにて、郵送申請の方には申請書に記入された書類送付先に通知します。
交付決定された場合、事業者名、所在地、事業所について公表することがあります。

電力の使用実績：令和8 年7月～令和9年3月 の期間中に4か月以上 継続して契約・使用している

必要書類の準備

	電子申請	郵送申請
	スマートフォンでの申請も可能！申請から交付までの時間を短縮できます	ポータルサイトから申請書（フォーマット）を取得
		申請書の作成
申 請	ポータルサイト内 申請フォームに申請内容を入力し、マイページ登録及び必要書類を添付	書留等により必要書類を郵送
審 査	「申請要件」および「提出書類」に関する審査 ※必要に応じて、追加書類の提出を求めることがあります	
交付決定通知	ポータルサイト内マイページより交付決定を通知	交付決定通知書を郵送

※審査終了次第、随時通知・入金します
※審査により要件を満たさないと判断された場合は不交付となります

支援金の入金：申請時に提出された指定口座へ入金

関係書類の保管：本事業に係るすべての関係書類を令和14年3月31日まで保管

日本標準産業分類表

申請書「1. 申請者情報」の「業種」を記載する際は、本分類表から該当する項目を選んでください。

大分類		中分類等	
A	農業、林業	01	農業
		02	林業
B	漁業	03	漁業(水産養殖業を除く)
		04	水産養殖業
C	鉱業、採石業、砂利採取業	05	鉱業、採石業、砂利採取業
D	建設業	06	総合工事業
		07	職別工事業（設備工事業を除く）
		08	設備工事業
E	製造業	09	食料品製造業
		10	飲料・たばこ・飼料製造業
		11	繊維工業
		12	木材・木製品製造業（家具を除く）
		13	家具・装備品製造業
		14	パルプ・紙・紙加工品製造業
		15	印刷・同関連業
		16	化学工業
		17	石油製品・石炭製品製造業
		18	プラスチック製品製造業（別掲を除く）
		19	ゴム製品製造業
		20	なめし革・同製品・毛皮製造業
		21	窯業・土石製品製造業
		22	鉄鋼業
		23	非鉄金属製造業
		24	金属製品製造業
		25	はん用機械器具製造業
		26	生産用機械器具製造業
		27	業務用機械器具製造業
		28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
		29	電気機械器具製造業
		30	情報通信機械器具製造業
		31	輸送用機械器具製造業
		32	その他の製造業
F	電気、ガス、熱供給、水道業	33	電気業
		34	ガス業
		35	熱供給業
		36	水道業
G	情報通信業	37	通信業
		38	放送業
		39	情報サービス業
		392	390 管理，補助的経済活動を行う事業所
			391 ソフトウェア業
			情報処理・提供サービス業
			3921 情報処理サービス業
			3922 情報提供サービス業
			3923 市場調査・世論調査・社会調査業
			3929 その他の情報処理・提供サービス業
		40	インターネット附随サービス業
		41	映像・音声・文字情報制作業
			410 管理・補助的経済活動を行う事業所
			411 映像情報制作・配給業
			412 音声情報制作業
			413 新聞業
			414 出版業
			415 広告制作業
			416 映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業
H	運輸業、郵便業	42	鉄道業
		43	道路旅客運送業
		44	道路貨物運送業
		45	水運業
		46	航空運輸業
		47	倉庫業
		48	運輸に附帯するサービス業
		49	郵便業（信書便事業を含む）

大分類		中分類等	
I	卸売業、小売業	50	各種商品卸売業
		51	繊維・衣服等卸売業
		52	飲食料品卸売業
		53	建築材料・鉱物・金属材料等卸売業
		54	機械器具卸売業
		55	その他の卸売業
		56	各種商品小売業
		57	織物・衣服・身の回り品小売業
		58	飲食料品小売業
		59	機械器具小売業
		60	その他の小売業
		61	無店舗小売業
J	金融業、保険業	62	銀行業
		63	協同組織金融業
		64	貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関
		65	金融商品取引業、商品先物取引業
		66	補助的金融業等
		67	保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）
K	不動産業、物品賃貸業	68	不動産取引業
		69	不動産賃貸業・管理業
			690 管理・補助的経済活動を行う事業所
			691 不動産賃貸業（貸家業・貸間業を除く）
			692 貸家業・貸間業
			693 駐車場業
			694 不動産管理業
		70	物品賃貸業
L	学術研究、専門、技術サービス業	71	学術・開発研究機関
		72	専門ｻｰﾋﾞｽ業（他に分類されないもの）
		73	広告業
		74	技術サービス業（他に分類されないもの）
M	宿泊業、飲食サービス業	75	宿泊業
			750 管理・補助的経済活動を行う事業所
			751 旅館・ホテル
			752 簡易宿所
			753 下宿業
			759 その他の宿泊業
		76	飲食店
		77	持ち帰り・配達飲食ｻｰﾋﾞｽ業
N	生活関連サービス業、娯楽業	78	洗濯・理容・美容・浴場業
		79	その他の生活関連サービス業（791を除く）
			791 旅行業
		80	娯楽業
O	教育、学習支援業	81	学校教育
		82	その他の教育・学習支援業
P	医療、福祉	83	医療業
		84	保健衛生
		85	社会保険・社会福祉・介護事業
Q	複合サービス事業	86	郵便局
		87	協同組合（他に分類されないもの）
R	サービス業	88	廃棄物処理業
		89	自動車整備業
		90	機械等修理業（別掲を除く）
		91	職業紹介・労働者派遣業
		92	その他の事業サービス業
		93	政治・経済・文化団体
		94	宗教
		95	その他のサービス業
		96	外国公務
S	公務（他に分類されるものを除く）	97	国家公務
		98	地方公務
T	分類不能の産業	99	分類不能の産業

分類に関するお問い合わせにはお答えできません。下記ホームページ等をご参照ください。
https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10
政府統計の総合窓口（e-Stat）(**http://www.e-stat.go.jp/**)

複数事業を行っている場合の考え方については、下記ホ ムペ ジをご参照ください。
https://www.soumu.go.jp/main_content/000819207.pdf
総務省「日本標準産業分類に関するよくあるお問合せについて」

■業種区分

業種	資本金及び常用従業員数
製造業・建設業・運輸業・その他	3億円以下又は300人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下又は900人以下
卸売業	1億円以下又は100人以下
サービス業	5000万円以下又は100人以下
小売業（飲食業を含む）	5000万円以下又は50人以下
旅館業	5000万円以下又は200人以下